

令和5年2月17日開会

令和5年2月17日閉会

令和5年第1回知多南部広域環境組合議会定例会会議録

知多南部広域環境組合議会

令和5年第1回知多南部広域環境組合議会定例会会議録目次

2月17日

議事日程	1
出席及び欠席議員の番号・氏名	1
説明のため出席した者の職・氏名	1
事務局職員出席者	2
開会	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
議案第1号を上程	4
（提案説明）	4
議案第1号を採決	6
議案第2号を上程	6
（提案説明）	6
議案第2号を採決	8
議案第3号を上程	8
（提案説明）	8
議案第3号を採決	9
議案第4号を上程	9
（提案説明）	9
議案第4号を採決	10
閉会	11
会議録署名議員	12

会議に付された件名

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸報告
- 4 議案第1号 令和4年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第1号
- 5 議案第2号 令和5年度知多南部広域環境組合一般会計予算
- 6 議案第3号 知多南部広域環境組合個人情報保護法施行条例の制定について
- 7 議案第4号 知多南部広域環境組合個人情報保護審査会条例の制定について

令和5年2月17日（金曜日）

令和5年第1回知多南部広域環境組合議会定例会会議録

令和5年2月17日 午後2時28分開会

1 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

日程第4 議案第1号 令和4年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第1号

日程第5 議案第2号 令和5年度知多南部広域環境組合一般会計予算

日程第6 議案第3号 知多南部広域環境組合個人情報保護法施行条例の制定について

日程第7 議案第4号 知多南部広域環境組合個人情報保護審査会条例の制定について

2 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	鈴木幸彦 君	2番	山田清一 君
3番	岩田玲子 君	4番	稲葉民治 君
5番	加藤代史子君	7番	石垣菊蔵 君
8番	鈴木浩二 君	9番	片山陽市 君
10番	横田貴次 君	11番	横田全博 君
12番	杉浦 剛 君	13番	石原壽朗 君
14番	久野 勇 君	15番	青木信哉 君
16番	森田義弘 君		

3 欠席議員は次のとおりである(1名)

6番 伊奈利信 君

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

管理者	糴山芳輝 君	副管理者	久世孝宏 君
副管理者	伊藤辰矢 君	副管理者	石黒和彦 君
副管理者	齋藤宏一 君	副管理者	近藤千秋 君
会計管理者	長澤成江 君	事務局長	柘植信彦 君
事業課長	佐伯広行 君	半田市市民経済部長	大山仁志 君
半田市環境課長	太田敦之 君	常滑市市民生活部長	水野善文 君
常滑市生活環境課長	鯉江剛資 君	南知多町厚生部長	大岩幹治 君

南知多町環境課長 富田和彦 君 美浜町厚生部長 高橋ふじ美君
美浜町環境課長 谷川雅啓 君 武豊町生活経済部長 飯田浩雅 君
武豊町環境課長 北河 晃 君

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

書記長 中村幸夫 君 書記 岩田康司 君

午後2時28分 開会

議長（石原壽朗君）

定例会の開会に先立ち、管理者の武豊町長より招集のご挨拶をお願いいたします。

管理者（靱山芳輝君）

改めまして、皆様方こんにちは。

本日、ここに令和5年第1回知多南部広域環境組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

議員の皆様方におかれましては、日頃から環境組合運営につきまして、深いご理解とご協力を賜りまして、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

さてコロナ禍につきまして、社会経済も少しずつ今までの情勢に戻りつつありますが、引き続き、感染症対策に十分留与しながら、組合運営を行って参りたいと思います。さて8月の定例会にも触れましたが、今年度から組合構成市町の約2千人、小学4年生ですが、環境学習の一環で、「ゆめくりん」を訪問していただき、ごみ処理のしくみや環境問題、エネルギーの地産地消などについて学んでいただいております。加えまして、この小学生以外にも、これまでに県内外から議員視察の5団体を始めとする58団体、約千名の方々に見学していただいております。さらに、団体以外にも個別に訪れる親子連れや一般住民の方など200名以上の方々に訪問をいただいております。地域との共生また、環境に対する意識啓発という観点から大変有意義なことと思っております。また、2市3町でこれまでごみを減量すべくごみの有料化や分別収集の徹底など様々な施策を展開していただいております。その結果、現在「ゆめくりん」に搬入されているごみの量は計画より減少しております。さらに維持管理コストは「ゆめくりん」を運営する以前の2市3町の分担金の合計と本日ご提案させていただきます令和5年度予算の市町分担金を比較いたしますと、約30パーセントの減額をしており、コスト面においても、広域化のメリットを数値で確認できる結果となっております。引き続き、構成市町にはごみの減量化施策を講じていただくと

共に組合としましても、ごみを適正に処理し、維持管理を図って参ります。議員の皆様方には今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会にご審議をお願いいたします案件は、令和4年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算についてを始め、予算案件で2件、知多南部広域環境組合個人情報保護法施行条例の制定についてを始め、条例案件2件をご提案させていただきます。それぞれのご審議に際しては、詳細な提案説明をさせていただきますので、慎重なご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（石原壽朗君）

ありがとうございました。

本日、伊奈利信議員より欠席する旨の申出があり、受理いたしましたので、ご報告いたします。ただいまの出席議員は、15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回知多南部広域環境組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布したとおりであります。ご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石原壽朗君）

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

知多南部広域環境組合議会会議規則第75条の規定により、本定例会の会議録署名議員に岩田玲子議員、鈴木浩二議員を指名いたします。

両議員、よろしくお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議長（石原壽朗君）

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りをします。

本定例会の会期は、本日1日と定めませんが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第3 諸報告

議長(石原壽朗君)

次に、日程第3 諸報告であります。

地方自治法第 121 条の規定により、関係職員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

また、監査委員から議長の元に、令和4年度定例監査報告及び令和4年7月分から令和4年12月分までの例月出納検査報告書の提出があり、配布した資料のとおりでありますので、これをもって報告に代えます。

日程第4 議案第1号 令和4年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第1号

議長(石原壽朗君)

次に、日程第4 議案第1号令和4年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長(柘植信彦君)

ただいま、ご上程いただきました議案第1号令和4年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

議案書1頁をお願いいたします。

令和4年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによります。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,537 万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 7,012 万7千円といたします。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

内容につきまして事項別明細書により、歳出からご説明申し上げます。

12・13 頁をお願いいたします。

3 歳出2款1項衛生費1目清掃総務費 142 万5千円の増額は、財務会計システム借上料の入札による請負残の減額と、派遣職員人件費負担金の増額によるものであります。2目ごみ処理施設建設費 235 万6千円の減額は、入札による請負残であります。3目ごみ処理施設管理運営費 178 万7千円の増額は、12 節委託料が 189 万 6 千円の増額で、ごみ処理施設管理運営業務委託は、物価変動による 2, 550 万2千円の増額、破碎処理済不燃物処理業務委託を始め記載のごみ焼却後に係る処分や運搬の委託料が、搬入ごみの減量により減額となっております。

また、地下水質分析業務委託、管理運営モニタリング支援業務及び中継施設受付等業務委託は、入札による請負残の減額であります。18 節負担金、補助金及び交付金の 10 万9千円の減額は、搬入ごみの減量による伊賀市環境保全負担金の減額であります。

次に、3款1 項公債費2目利子 1, 622 万9千円の減額は、22 節償還金、利子及び割引料で、令和3年度に起債借入した金額の利率が確定したことによる減額であります。

続きまして、歳入について、申し上げます。議案書を戻っていただきまして 10・11 頁をお願いいたします。

2 歳入1 款分担金及び負担金1 項1 目分担金 9, 863 万2千円の増額は、組合市町分担金で、手数料及びごみ焼却発電売電収入の減額分等であります。

2項1 目負担金 517 万7千円減額は、組合市町負担金であります。

2款使用料及び手数料2項1 目手数料 1 億 619 万8千円の減額は、ごみ処理手数料で、搬入ごみの減量によるものであります。

3款国庫支出金1 項国庫補助金1 目衛生費国庫補助金 25 万9千円の増額は、循環型社会形成推進交付金で、満額交付となったことによるものであります。

4款1 項1 目繰越金 4, 190 万2千円の追加は、前年度繰越金で、令和3年度の繰越金が確定したことによるものであります。

5款諸収入2項1 目雑入 4, 479 万 1 千円の減額は、有価物売払収入が 2, 939 万円の増額、ごみ焼却発電売電収入が、ごみの減量等の理由から 7, 418 万 1 千円の減額となったためであります。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

議長(石原壽朗君)

以上で、議案第1 号の提案説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

無いようでありますので、これで質疑を終わります。

次に、議案第1号について、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者 挙手)

全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 令和5年度知多南部広域環境組合一般会計予算

議長(石原壽朗君)

次に、日程第5 議案第2号 令和5年度知多南部広域環境組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長(柘植信彦君)

ただいまご上程いただきました、議案第2号 令和5年度知多南部広域環境組合一般会計予算について、ご説明申し上げます。

議案書15頁をお願いいたします。

令和5年度知多南部広域環境組合一般会計予算は次に定めるところによります。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億1,173万6千円と定めます。

第2項として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によります。

内容につきまして、事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。

24・25頁をお願いいたします。

3歳出1款1項1目議会費は67万3千円で、議員報酬等を計上しております。

2款1項衛生費1目清掃総務費1億9,105万2千円は、派遣職員人件費等の経常的経費を計上しております。

26・27頁をお願いいたします。

2款1項2目ごみ処理施設建設費は1,525万7千円、3目ごみ処理施設管理運営費は、7

億 3,763 万 1 千円であります。

3款 1 項公債費 1 目元金は、事業用地取得及びごみ処理施設建設に係る起債借入した元金の償還金で9億 3,325 万円、2目利子は、起債借入した利子分で 3,187 万3千円であります。

4款1項1目予備費は 200 万円を計上しております。

次に歳入についてご説明申し上げます。

議案書を戻っていただきまして、22・23 頁をお願いいたします。

2歳入 1 款分担金及び負担金 1 項 1 目分担金は、負担割合に基づく組合構成市町からの分担金で 10 億 6,302 万8千円、2項 1 目負担金は、焼却灰の処理等に要する負担金で 1 億 5,353 万 1 千円。

2款使用料及び手数料1項 1 目使用料は1千円、2項1目手数料は、ごみ処理手数料で4億 6,944 万 1 千円を計上しています。

3款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目衛生費国庫補助金は 432 万2千円。

4款 1 項 1 目繰越金は 1 千円。

5款諸収入 1 項 1 目組合預金利子は 1 千円、2項 1 目雑入は、ごみ焼却発電売電収入などで2億 2,141 万 1 千円計上しております。

以上で説明を終わりますが、30 頁以降に、給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付いたしております。ご参照のうえ、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長(石原壽朗君)

以上で、議案第2号の提案説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

5 番(加藤代史子君)

22 頁の2歳入ですけれども、2款使用料で手数料の中で、ごみ処理手数料ですけれども、現在、現金のみの支払いとなっているお話しですが、現金以外のお支払いを望む方もいらっしゃると思いますが、今後そういうものの導入については、どのように考えているかお伺いいたします。

事業課長(佐伯広行君)

ただいま委託を契約しておりますグリーンパークというところが、ここは知多南部でございますが、いくつかございます。現在聞いたところによりますと、グリーンパークの中では、キャッシュレス決済をしているところはまだないということでございますが、今後時代もございま

すので、そういうことをいまから検討していくこととお話しはさせていただいておりますので、本日、明確なお答えはできませんが、今後に向けては前向きに検討していくということでございます。以上です。

議長(石原壽朗君)

他、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

無いようですので、これで質疑を終わります。

次に、議案第2号について、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者 挙手)

全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 知多南部広域環境組合個人情報保護法施行条例の制定について

議長(石原壽朗君)

次に、日程第6 議案第3号 知多南部広域環境組合個人情報保護法施行条例の制定について を議題といたします。

当局の提案説明を求めます。

事務局長(柘植信彦君)

ただいま、ご上程いただきました、議案第3号 知多南部広域環境組合個人情報保護法施行条例の制定について ご説明いたします。

議案書 35 頁をお願いいたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律が本年4月1日から施行することに伴い、当組合に必要な事項を制定したいとするものであります。

条文について、申し上げます。

第1条は、趣旨の規定で、法律の施行に関し、必要な事項を定めるものであります。

第2条は、用語の定義、第3条は、開示請求に係る手数料の規定で、手数料は無料とし、情報の開示に係る写し等の作成及び送付に要する費用は、請求者の負担としております。

第4条は、審査会への諮問で、記載の場合において諮問することができるとしております。

第5条は、委任の規定で、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしています。

附則といたしまして、この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行したいとするものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長(石原寿朗君)

提案説明は終わりました。これより議案第3号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。議案第3号について、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者 挙手)

全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 知多南部広域環境組合個人情報保護審査会条例の制定について

議長(石原寿朗君)

次に、日程第7 議案第4号 知多南部広域環境組合個人情報保護審査会条例の制定について を議題といたします。

当局の提案説明を求めます。

事務局長(柘植信彦君)

ただいま、ご上程いただきました、議案第4号 知多南部広域環境組合個人情報保護審査会条例の制定について、ご説明いたします。

議案書 37 頁をお願いいたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び知多南部広域環境組合個人情報保護法施行条例に基づく調査審議をするため、本条例を制定したいとするものであります。

条文について、申し上げます。

第1条は、趣旨の規定、第2条は、用語の定義、第3条は、組合に審査会を設置し、記載のとおり、諮問に応じ調査審議することを定めております。

第4条は、審査会の組織で、委員は5人以内とすること、第5条は、委員の規定で、委員は、管理者が委嘱すること、その他、任期や職務上の義務等について定めております。

次頁をお願いいたします。

第6条は、審査会の会長に関する規定を定めております。

第7条は、審査会の調査権限で、保有個人情報の開示を求めることができる旨の規定を定めております。

第8条は、委員による調査手続きを、第9条は、提出資料の写しの送付等についてそれぞれ定めております。

第10条は、委任の規定で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしています。

附則としまして、第1項は、施行期日を定めております。

第2項は、委員の報酬について定めるもので、知多南部広域環境組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正します。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長(石原壽朗君)

提案説明は終わりました。これより議案4号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。議案第4号について、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者 挙手)

全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました事件の議事はすべて終了いたしました。

これにて、令和５年第１回知多南部広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。

午後２時４９分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年3月23日

知多南部広域環境組合議会

議長 石原 壽朗

会議録署名議員 岩田 玲子

会議録署名議員 鈴木 浩二